

提出先:市 環境政策課

TEL:0827-29-5100

FAX:0827-22-2866

相談番号
申請番号

設備業者
令和 年 月 日

浄化槽設置整備事業費補助金 事前相談票 【ID: 】

1. 申請者 住所
(予定) 氏名 私が居住します ☐
2. 設置場所 住所
3. 浄化槽の大きさ 人槽 4. 使用人数 人
5. 延べ床面積 m2 2世帯住宅 ☐ 店舗兼住居 ☐
6. 上乗せ補助金 有 ☐ 7. 共有名義・家主 ID:
8. ただし書き適用 ☐ 非該当 ☐ 適用できるが、しない理由と申請者電話番号

9. 新築ですか?
1. 新築 2. 既築 3. その他 4. 不明
10. 開発にかかる物件ですか?
1. 建売住宅 2. 土地のみ購入 3. ミニ開発 4. 不明 5. 非該当
11. 建てようとしているのは、借家ですか?
1. 多数の借家 2. 数軒の借家 3. 親族用 4. 借り手 5. 非該当
12. 設置場所に元々あった住宅の排水方法は?
1. くみ取り 2. 単独浄化槽 3. 合併浄化槽 4. 不明 5. なし(田畑・空き地)
13. 単独浄化槽、くみ取り便槽の転換にかかる加算項目について
1. 既存撤去 2. 宅内配管 3. 雨水貯留槽 4. なし
転換だが撤去できない理由

14. 転居前の住宅は公共下水道・農業集落排水の計画区域内ですか?
1. 下水・農集 2. 浄化槽 3. 不明 4. 市外
15. 転居前の住宅の排水方法は?
1. くみ取り 2. 単独浄化槽 3. 合併浄化槽 4. 下水・農集 5. 不明 6. 市外
16. 転居前の住宅は集合住宅でしたか?
1. 集合住宅 2. 戸建借家 3. 不明 4. 非該当

市役所 記入欄 以上から、結果として浄化槽補助金(仮判定)は

17. 1. 補助対象 2. 補助対象(汚水処理改善しない) 3. 対象外
18. 汚水処理改善 住所
の対象者 氏名 申請者と同じ場合は省略。
19. 設置場所と転居前住所は違う場所ですか?
1. 同じ場所 2. 違う場所 3. 隣接地 4. 不明

◆注意◆ これは補助要件を整理するためのもので、申請ではありません。別途、申請書一式を ご提出ください。

ID は申請に使うキーワードです。大切に保管してください。

※2 基本的に地図を添付のこと。住所地番を示すなど、場所が容易に特定できる場合は添付しなくても構いません。

※4 居住の根拠・使用人数は住民票を原則とします。例えば、住民票上の世帯人数が1人であるのに、使用人数が5人と言うのは、認められません。複数世帯が合流するなど、人数の大幅な変更については、注記をお願いします。

※6 上乗せ補助金は下水道見直し区域に付く加算です。ご相談の場所が対象になるか分からない場合は、担当者まで お尋ねください。

※7 共有名義者がいる、または借り手の場合の家主を ご記入ください。

※8 人槽に疑義がある場合は、市 担当者から施主様に直接お尋ねします。また、ただし書き非適用に特段の理由が無い場合、適用を促す事があります。

ただし書きとは、広い既存住宅に少人数で使用する場合、設置する浄化槽を7人槽から5人槽へしても良い規則のことです。

※9 大規模改造の場合、転換に伴う宅内配管の加算が付かない事となります。

大規模改造とは、建物の構造や間取りを変える程度の改築を指します。

※10 大規模な住宅団地の開発を指します。5軒程度の小規模なものを、ここではミニ開発と表記しています。

※11 借家は基本的に補助対象外となります。5軒程度を目安に、多数か数軒かを分けています。多数の場合は業を営んでいるとみなし、居住者に関わらず補助対象外とします。

※13 既存住宅にて、浄化槽だけ単独浄化槽、くみ取り便槽から合併浄化槽へ転換する場合に、宅内配管工事費として30万円の加算が付きます。また、単独浄化槽、くみ取り便槽を完全撤去する場合に、工事費として単独浄化槽で12万円、くみ取り便槽で9万円の加算が付く事があります。

なお、原則撤去のため、撤去できない場合は理由を求めます。

※14 下水道など事業計画区域は、下水道課のホームページに掲載されています。公共下水道供用開始区域から ご参照ください。地図の参照・判定が難しい場合は、担当者まで お尋ねください。

※15 汚水処理改善の対象者の転居前住所が市外の場合は、排水方法は不問ですが、事務の参考としたいので、差し支えなければ、排水方法をお示しください。(例. 6-4)

※16 戸建借家の場合、長屋風など外形が明らかに借家然でない場合、借家と判定されない恐れがあります。

※17 これらの各種条件は、ひとえに汚水処理の改善に寄与するかを判定するためのものです。しかし、下水道区域からの転居のような、汚水処理が改善しない状況であっても補助できる場合に、「補助対象(汚水処理改善しない)」と表記します。

※18 申請者(費用負担する人)が汚水処理改善しない場合、別の者(居住予定者)を汚水処理改善の対象者にできる事があります。また、申請者が居住予定でない場合は、必ず居住予定者を汚水処理改善の対象者に指定する必要があります。

※19 建て替えに伴って、一時的にアパートなどへ移っている場合などは「同じ場所」の扱いになります。借家など汚水処理改善の対象者が申請者とは別の者の場合は、汚水処理改善の対象者についての転居前住所を問う事となります。居住者未定の借家などの場合「不明」を選択します。

事前相談は必須ではありません。

事前相談のない補助申請においては、申請に先立ち 事前相談の内容を お尋ねする事となります。また、その場で ID を発行し、ご記入 頂く必要が ございます。そのため、事前相談された方に比べて、補助の決定までに日数を要する事となります。また、調べた結果、補助対象でないために却下となる恐れも高まりますので、ご注意ください。